成25年分の所得税の確定申告と平成26年度分町県民税の申告相談が、次の日程で始まります。平成26年1月1日現在において美郷町に住民登録している方の、平成25年1月1日から12月31日までの期間に得た所得が申告の対象となります。

行政区ごとに指定された期日、会場にお越しください。

期 間●2月3日(月)~3月17日(月)

日 程●左のページの日程表をご覧ください。

時 間●午前の部:午前9時~正午、午後の部:午後1時~4時

会 場●千畑地区 美郷町役場3階 大会議室

※エレベーターをご利用ください。

六郷地区 美郷町中央ふれあい館(旧清水苑) 1階 ホール

仙南地区 美郷町南ふれあい館 (旧仙南交流センター) 1階 第1和室

など

2月3日月から 3月17日月まで 1年年日相談が 始まります

所得税について

確定申告が必要な方

- ・農業や営業などの事業を営んでいる方
- ・地代や家賃収入などの不動産収入がある方
- ・2カ所以上から給与をもらっていて、年末調整をしていない方
- ・年末調整をした給与以外の所得が20万円を超える方
- ・勤務先で所得税の源泉徴収をされていない方
- ・土地や建物を売った方

還付申告の対象者と必要書類

還付申告は、所得税を源泉徴収されている方が対象となります。申告の際は、預金口座番号と源泉徴収票のほか、次の書類が必要です。

- ■平成25年中にマイホームをローンで取得、または増改 築された方(大曲税務署へご相談ください)
 - ・ 金融機関の年末残高証明 ・ 契約書等
- ■高額の医療費を支払った方
 - ・平成25年中に支払った医療費の支払済領収書 ※医療機関、受診者、月別などに分けて計算してき てください。
 - ・高額療養費や生命保険などから補てんされた金額が 記載された証明書等

■災害や盗難にあった方

・災害関連支出の金額の領収を証する書類 など

町県民税について

申告が必要な方

所得税の確定申告を済ませた方以外で、下記のいずれかにあてはまる方

- ・年末調整をした給与所得以外に、20万円以内の所得がある方
- ・公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方
- ・収入が遺族年金、障害年金、雇用保険などの非課税所得のみの方(国民健康保険に加入している方が申告をしなかった場合、国民健康保険税などに影響します。)

申告に必要なもの

印鑑(認印で可)を必ず持参してください。

■給与所得・年金所得がある方は…

- ・支払先が発行した源泉徴収票
- ・控除を受けるための証明書または領収書(写し不可)
- ■事業所得(営業・農業・不動産)がある方は…
 - ・収支計算内訳書または帳簿等
 - ・償却資産を購入した場合は、その領収書等
 - ・農産物の出荷証明書等
 - ・必要経費として計上する支払証明書等
 - ・控除を受けるための証明書または領収書

申告内容によっては、大曲税務署 (☎0187-62-2191) へ直接相談していただくことになります。 あらかじめご了承ください。また、自宅から簡単にできる電子申告 「e-Tax (イータックス)」が大変便利です。 詳しくは、「e-Tax」ホームページ (http://www.e-tax.nta.go.jp/) をご覧ください。

注意事項

- ①昨年の申告状況から、町県民税の申告が必要と思われる方には申告書を送付します。送付された書類を確認し申告してください。ただし、申告書が送付されない方でも、収入の状況によっては申告が必要となる場合があります。
- ②税務署から申告書が送付される方には町県民税の申告 書は送付しません。左記日程表を確認して会場にお越 しになるか、税務署で申告をしてください。また、前
- 回「e-Tax」を利用された方には申告書が送付されません。引き続き「e-Tax」をご利用ください。
- ③申告書が送付されない方でも、医療費控除など各種控 除を受けるための申告はできますので、必要書類を持 参して会場へお越しください。
- ④農業用収支計算ノートは、JA秋田おばこ各支店または書店等でお買い求めいただくか、町のホームページからダウンロードしてください。美郷町役場、六郷出張所、仙南出張所では配布していません。

問い合わせ●町税務課 課税班 ☎0187(84)4902(内線1302・1303・1304)

日程表

月日	曜日	千畑会場(美郷町役場)	六郷会場(美郷町中央ふれあい館)	仙南会場(美郷町南ふれあい館)
2月3日	月	一丈木、下畑屋、上畑屋	千畑会場へお越しください	千畑会場へお越しください
4⊟	火	千屋北部、千屋中部、千屋南部、大柳	//	//
5⊟	水	仙南会場へお越しください	仙南会場へお越しください	後三年、元村、四ツ谷、新田、本田、下夕堰、菅谷地
6⊟	木	//	//	八掛·熊堂、石柳、笹巻、大久保、万願寺
78	金	<i>II</i>	"	釜蓋、今泉、百目木、上千小町田、 下千間谷地、上菻沢
9⊟		全地区で平日に来られない方	千畑会場へお越しください	千畑会場へお越しください
10⊟	月	中野、小荒川、湯竹、大畑、善元寺	<i>II</i>	II .
12⊟	水	仙南会場へお越しください	仙南会場へお越しください	町田、下菻沢、谷地川、御前
13⊟	木	<i>II</i>	<i>''</i>	山本、中島·藤原、橋本、鶴水
14⊟	金	<i>II</i>	<i>''</i>	上中野町、下中野町、佐野、籠林
17日	月	土崎南部、土崎北部	千畑会場へお越しください	千畑会場へお越しください
18⊟	火	六郷会場へお越しください	野中、押切紀の国、細筑	六郷会場へお越しください
19⊟	水	<i>''</i>	雀柳、北雀柳、関田、中村、中通り	<i>''</i>
20⊟	木	<i>''</i>	荒川、七滝、四ツ屋、明田地(六郷・仙南)、作山	<i>''</i>
21日	金	<i>''</i>	大町、荒町、上町、古町、東高方町	<i>''</i>
23⊟	В	全地区で平日に来られない方	千畑会場へお越しください	千畑会場へお越しください
24⊟	月	本堂東部、大坂	<i>''</i>	<i>''</i>
25⊟	火	仙南会場へお越しください	仙南会場へお越しください	南町、上深井、駅前、都野
26⊟	水	<i>II</i>	<i>II</i>	中関、谷地中、川原保、森先、上前郷、中前郷、 下前郷、米ノロ、茨島、石神
27日	木	六郷会場へお越しください	天神堂、扇田、新町	六郷会場へお越しください
28⊟	金	<i>II</i>	赤城、西高方町、琴平、馬町、米町、小安門住宅	II .
3月3日	月	本堂中部、本堂西部、黒沢	千畑会場へお越しください	千畑会場へお越しください
4⊟	火	仙南会場へお越しください	仙南会場へお越しください	寺田、長岡森、野際、上野荒町、下野荒町
5⊟	水	六郷会場へお越しください	本館、大荒田、浮池、遠槻、本道町、宝門町	六郷会場へお越しください
6⊟	木	<i>''</i>	旭町、中鑓田、下鑓田	<i>''</i>
78	金	//	上鑓田	<i>''</i>
10⊟	月	元本堂南部、元本堂北部	千畑会場へお越しください	千畑会場へお越しください
11⊟	火	塚	//	//
12⊟	水	善知鳥、外川原	//	//
13⊟	木	安城寺上、安城寺下、羽貫谷地	//	//
14⊟	金	第一暁、第二暁	//	//
17日	月	(申告書整理日)	"	<i>''</i>

申告相談は指定された日時、会場で

申告相談は、原則として行政区ごとに指定された期 日・会場にお越しください。指定された期日・会場以外 でも受け付けますが、休日相談日と3月の相談日は、毎 **年大変混み合います。**早めの申告をお勧めします。

番号札を取ってお待ちください

受付は番号札による順番制で行います。各会場に用意し ている番号札を一人1枚取り、職員が番号をお呼びするま で控室でお待ちください。各日の受付予定人数は午前の部 が50人(変更になる場合があります)、午後の部は午後 4時までに番号札を取った方までとなります。その日の混 雑状況によっては午前中に来ても午後の番号札しか残って いない場合もあります。また、相談の進捗状況によっては 人数制限をさせていただくことがあります。

お待ちいただく時間が長く、ご迷惑をおかけする場合が ありますことをあらかじめご了承ください。

各会場の番号札交付開始時間

会場	時間	交 付 場 所
千畑会場	7:30~	美郷町役場 正面玄関ホール ※8:30以降は3階申告会場入り口
六郷会場	8:30~	美郷町中央ふれあい館 正面玄関ホール
仙南会場	8:30~	美郷町南ふれあい館 正面玄関ホール

平日に都合のつかない方は休日相談へ

休日相談日	会場
2月9日(日)、23日(日)	千畑会場(美郷町役場)

休日相談日は大変混み合います。人数制限(150人) をさせていただきますので、ご了承ください。